

十九世紀初頭における桐生新町の住民構造

岩城卓二

The Population Structure in Kiryu-shinmachi at the Beginning of the Nineteenth Century

- ① 桐生新町の住民構造概観
- ② 総戸数・総人口の増減による住民構造の変容
- ③ 家持・借地・借屋の流出入
- ④ 桐生新町の住民構造の特質

【論文要旨】

在郷町桐生新町を対象とした研究は戦前・戦後とかなりの量に及ぶが、同町の住民構造を分析した研究は意外に乏しい。そこで、本稿では、桐生新町が繁栄から停滞に向かうとされる十九世紀初頭の同町の住民構造について、主に宗門改帳を用いて検討する。

十九世紀初頭の桐生新町では、借屋の増加によって町が繁栄し、富裕な借屋もみられるようになる一方で、従来、町の中核を担ってきた家持には困窮する者もいた。これまでこの桐生新町の住民構造については、借家層が分厚く存在することが特徴とされてきたが、その内実は十分に分析されることなく、下層民と位置づけられてきた。また、家持・借地・借屋の総戸数の変動のみから住民構造が論じられる傾向があった。本稿はそうした従来の住民構造の捉え方を克服するために、家持・借地・借屋の人口動態、奉公人雇用、家族形態にも目を向け、とくに十九世紀初頭、桐生新町の繁栄をもたらすとされた借屋の特徵把握を試みた。その結果、総戸数・総人口が増加し、町

も繁栄する文化・文政年間、借屋は総戸数だけでなく、総人口においても五〇%以上を占めるに至り、総戸数・総人口も減少し、停滞へと向かう天保期においても、総人口に占める割合は文政期の水準が維持されていることが明らかとなった。そして、奉公人を雇用する借屋は文政期と変わらずに存在しており、家督相続によって親と同居する借屋も着実に増えている。また、借屋は十九世紀初頭を通じて激しく流出入を繰り返していた。五年以内で流出する者が借屋の半分近くを占めており、桐生新町が安住の地とならなかったことが知られるが、一方で家持とともに職業仲間の一員となり、長く同町に根付く者もみられた。十九世紀初頭とは、流入後数年で再び流出するような経営基盤の脆弱な借屋と、桐生新町に根付き、家持を凌ぐような経済力を蓄える借屋の二極分解が顕著に進行する時期であり、借屋Ⅱ下層というような捉え方ができなくなる時期であったといえる。

① 桐生新町の住民構造概観

文化九（一八一二）年桐生新町の火消しが、町役人に次のような願いをした。¹⁾すなわち、「当町年増借地・借屋之者相増、家別人数も年々数多ニ罷成り、町並之儀も繁盛」している。ところが、町内の治安維持のために出張る火付盗賊改役人に関わる入用は高割であるが、これは「小前百姓而已ニ相拘り候義ニ茂無御座候様ニ奉存候、借地・借屋之者ニも大勢人召遣、小前之者も不及候もの御座候、且又小前之者ニも格別困窮之者」もいるので、借地・借屋にも入用を負担させてほしいというのである。

桐生新町の住民構造を読み解くという視点から、この史料に目を向けたとき注目されるのは、十九世紀初頭、借地・借屋によってもたらされた戸数・人口増加によって桐生新町は繁盛していること、その借地・借屋には奉公人を抱え、富裕な者がいる一方で、小前ニ家持には困窮する者がいること、そのことが従来の家持を担い手とした町運営のあり方に支障を及ぼしているという点である。これまで十九世紀初頭の桐生新町について論じたものは少なくないが、この時期の住民構造を分析したものはほとんど見当たらない。しかし、この時期は繁栄から停滞へ向かうという桐生新町にとっては重要な時期に相当する。そこで本稿は、十九世紀初頭における桐生新町の住民構造について、特に同町に繁栄をもたらしたとされる借屋の存在形態に注目して明らかにしていきたい。

さて、天正年間（一六七三〜九二）から慶長初年（一六九六〜一七一五）にかけて創設された桐生新町は、中世以来当地一帯で生産されていた絹織物の集散地としての役割を果たすようになり、正保三（一六四六）年頃、定期の絹市が開かれるまでに発展していった。ところが、近接する大間々の市日が桐生新町の市日の前日であったため、次第に大間々が

当地の商品集散地としての役割を果たすようになっていく。そこで桐生新町では市日の変更を画策し、享保十六（一七三二）年、市日を大間々市の前日である三と七とすることに成功、桐生や大間々一帯の商品集散を一手に掌握した。さらに元文三（一七三八）年、京都西陣から高機技法が伝えられたことよって、以後、文化・文政年間（一八〇四〜一八三〇）までの約一〇〇年間、桐生織物は隆盛を極める。ところが天保年間（一八三〇〜一八四四）にはいると、不振に陥り、これが幕末まで続いた。その原因は、近在機業の発達、天保の禁奢令、横浜開港による生糸の輸出開始等が考えられている。³⁾

大きくはこうした変遷をたどる桐生新町の住民構造を論じたものは少ないが、もつともままとまった言及をしたのが、田付茉莉子である。⁴⁾田付の主たる目的は、世直し騒動の歴史的性格を考えるために明治初年の桐生新町の住民構造を明らかにすることであったが、十七世紀中期以降からの同町の住民構造についても『桐生織物史』や『桐生市史』⁵⁾の成果を用いながら次のように概観した。

すなわち、十七世紀中頃、寛文年間（一六六一〜一六七三）の検地帳によると、新町の面積のうち九割近くが屋敷地であり、桐生新町は早くから商工業の町として発展していた。しかし、表1からわかるように、このときの戸数は二一戸に過ぎず、周辺にはこれを上回る戸数の村さえあった。荒戸村と境野村である。桐生新町が町として飛躍的に発展を遂げるのはこれ以降で、文政年間までの一五〇年間ほどの間に、戸数は七六九戸と、実に三倍半をこえるほど増加する。一方、寛文年間には桐生新町を上回っていた荒戸村・境野村をはじめ周辺村々の戸数は、新宿村を除けば減少傾向にあることから、この間、桐生新町が周辺村々の人口を吸収していったものと考えられる。

表2によると、こうした桐生新町の戸数増加は、寛文十三年〜寛保二年は主として家持の増加によるが、以降は借屋の増加によるものであ

た。桐生新町周辺からだけでなく、他地方・遠隔地からの流入も多く、同町の戸数・人口は次第にテンポを速めながら急速に増加した。その背景には、享保十六年の桐生絹市の大間々市からの独立、元文三（一七三八）年の京都西陣からの高機導入があり、とくに寛政―文政年間に、戸数・人口とも顕著な増加がみられる。織物業の展開によって、他地方からさまざまな機関係諸職、その他の職人や小商人等多くの借屋層が流入し、急速に増加していったのである。ところが天保年間に入ると、周辺村や足利の発展がめざましく、桐生新町の機業は過当競争気味となり、不振に陥る。その代わりに桐生新町には絹買が集中し、機屋も直接生産に関わるよりも、賃機や賃業者を使うことよって生産の組織者となり、工業は周辺村に押し出されて、新町は商業の中心地となつていった。この時期、桐生新町は、工業都市から商業都市へと変貌していくのである。そして、それ以降、戸数・人口増加の速度は減じ、幕末維新期の増加はさらに緩やかなものになつていった。

田付は幕末維新期にいたるまでの桐生新町の住民構造の展開をこのように押さえたうえで、明治初年の住民構造を都市下層、家内労働力で賄つているような小機屋・小絹買・荒物屋等から機下職・打紐・諸商人・諸職人のうち裕福な者等からなる中層、そして買次・質屋・酒造・大機屋・染物屋等からなる商人資本を主体とする上層という三つの階層に分け、とくに都市下層について詳しく分析を進める。

それによると、明治三（一八七〇）年、桐生新町は総戸数一〇〇五戸、このうち家持が二六・五％、借地・借屋が七三・五％である。また、総人口四七九六人のうち家持二五％余、借地・借屋五六％余、奉公人一七％余であった。そして、持高を分析したうえで家持のうち一石未満層、借屋層、奉公人層が都市下層を形成していたと捉える。彼らの多くが従事するのが機屋・機下職・打紐等機関係諸職、大工・経師等の職人、日常食料・雑貨の小売商人、日雇いであった。機関係に限らなければ借屋

層の四〇％が職人であり、職人は借屋層の特微的な仕事であった。また、借屋層の特微は定着性を持たず、移動が激しいことである。明治三年の総借屋戸数七三九戸のうち一六％が前年度中に流入し、二〇％が次年度中に流出した。これは、桐生新町のごく周辺の村々は織物業を通じてかなり分解が進んでおり、それが職人層を中心とする移動を起こす基盤となつていたと考えられる。桐生新町への流入を支えていたのは、周辺村々だけではない。越後・能登といった遠隔地出身者が全体の四分の一を占め、武州・上州・野州といった中距離の者にほぼ匹敵、近距離の山田郡・足利郡出身者が二割程度、新町内出身者も同じ程度であり、桐生新町に対する人口流入は、広範囲かつ大規模に行われていた。奉公人は、明治初年には山田郡・足利郡といった周辺村出身者が四割近くを占めるが、すでに寛政年間（一七八九―一八〇一）頃には周辺村の分解から放出された労働力だけでは賄いきれず、越後まで奉公人募集に出かけるようになっていった。これら奉公人は短年期であった。

田付は、桐生新町の住民構造の展開と明治初年の特質をこのように論じるが、概観しているに過ぎないとはいうものの、『桐生織物史』において、隆盛から不振へと転換すると評された十九世紀初頭については、戸数・人口の顕著な増加から緩やかな増加へと変わる時期であり、それを工業都市から商業都市へと変貌する重要な転換期として捉えている。工業都市から商業都市への転換期という評価を下すには、戸数・人口変動だけでなく、その内実をもう少し丁寧に説明する必要があると考えるが、田付の示したデータの限りでは十九世紀初頭に戸数・人口の増加傾向が緩やかになり、それが幕末維新期まで続くのは事実である。とするならば、世直し騒動を考えるためには、明治初年だけでなく、同じ傾向がみられるはじめる十九世紀初頭の住民構造を押さえておく必要があるだろうが、この分析は田付によってはなされていない。

この十九世紀初頭の住民構造について言及したのが高橋敏である。⁶⁾ 田

付も用いた近世中後期以降絹買次商を営み、町役人を勤めた書上家文書には、十九世紀初頭、文化三（一八〇六）年から天保七（一八三六）年の宗門改帳が残されている。残念ながら、この間のすべての年次について、全宗門の宗門改帳が残されているわけではないが、幸い各年次とも現存する宗門改帳の末尾に、総戸数、家持・借地・借屋の各戸数、総人口、奉公人数等が記されていることから、この間の戸数・人口動態を知ることができる。高橋はこのデータを用いて、十九世紀初頭の桐生新町の住民構造について言及したのである。

そのデータを表3に示した。これによると、文化三年には六一一戸であった総戸数は、その後増加傾向を示し、天保二年には九〇〇戸をこえていることがわかる。この間、家持・借地も増加しているが、微増であり、三〇〇戸以上の増加をもたらしたのは借屋であった。三二〇余戸から六七〇余戸へと実に倍増したのである。これにともない総人口も一四〇〇人近く増加した。また、奉公人も一〇〇人以上増えている。ところが、天保二（一八三一）年を境に、総戸数・総人口ともに減少傾向に転じる。家持は若干の減少傾向にとどまっているが（表3では天保七年の家持は二八五戸であるが、後述するように実際に宗門改帳に記載されている家持戸数は二四四戸である）、借屋は激減、人口もわずか五年ほどで六〇〇人余減少する。桐生新町は、文化三年～天保二年は戸数・人口ともに増加するが、天保三年～天保七年は一転して減少し始めるのである。桐生新町の戸数・人口は、田付が示したデータとは違い、幕末維新时期まで一貫して増加していったわけではないことが知られる。

高橋はこうした十九世紀初頭の住民構造を次のように評している。すなわち、近世後期の桐生新町の家数の基礎をなすのは旧来からの在住者である二五〇戸前後の家持であったが、文化文政期の機業地の経済活動を支え、桐生の活性化をもたらしたのは借地・借屋である。桐生新町は借地・借屋・奉公人といった他所者の町であり、上州村落の不斗出者、

除帳者の流入先であったといっているのである。

高橋が示した表3は、桐生新町を考えるうえで貴重な情報である。しかし、高橋自身は、桐生新町の商人吉田家の子弟教育に関する高井浩の業績の意義を説明するために、このデータを紹介したに過ぎず、本格的な分析はなされていない。このデータをふまえて、次になすべきは、家持・借地・借屋の家族形態、奉公人の有無、経営内容等にも目を向けることで、たとえば同じ借屋とくくられる住民の質的差違を見極め、借屋Ⅱ下層のような単純な位置づけを脱することだと考える。現在の都市住民構造の分析方法に学ぶと、宗門改帳で家持、あるいは借屋と同じ位置づけがなされていても、経営面等において大きな質的差違があると考えるのはむしろ当然であり、家持、借地、借屋のさらなる腑分けが必要となる。

こうした分析をなすのは史的制約から容易なことではない。しかし、桐生新町には先述したように膨大な量の宗門改帳が残されており、当然、限界はあるとはいうものの、ある程度の分析は可能である。ところがこれまで、この宗門改帳から家族形態、桐生新町への定着の度合い等の情報を拾い上げる作業は、それが単年度分でさえ膨大に及ぶからであろうか、なされてこなかった。そこで本稿では、この宗門改帳から、人口動態、家持・借地・借屋と括られる各戸の家族形態や定着性等のデータをとることで、田付のような上層・中層・下層という階層の捉え方、あるいは借屋Ⅱ下層というような単純な階層把握を克服することを第一の課題としたい。そしてそのことが、在郷町桐生新町の性格を評する素材にもなるであろうし、また、田付が幕末維新时期を対象に明らかにしたことが、本当に同時期だけの特色なのか、換言すれば田付の分析で明らかとなった様相は、幕末維新时期特有のものなのかを問うことにもつながるであろう。

② 総戸数・総人口の増減による住民構造の変容

ここでは、文化四（一八〇七）年、その十年後の文化十四（一八一七）年、二十年後の文政十（一八二七）年、三十九年後の天保七（一八三六）年の四年分を取り上げ、十九世紀初頭における総戸数・総人口の増減によって住民構造がどのように変容したのかをみていきたい。⁷⁾表3をみれば明らかのように、文化四年、文化十四年、文政十年は総戸数・総人口ともに増加期、天保七年は減少期に当たる。

1 総戸数・総人口に占める家持・借地・借屋

表4～7に、各年次の総戸数、総人口、家持・借地・借屋ごとの戸数・奉公人雇用状況・人口、さらに奉公人人口等を示した。表4によると、文化四年の総戸数は六〇六戸である。江戸をはじめ他所に奉公に出かけている家二戸と寺院五カ寺は、このデータから除外している。表3によると、同年の総戸数は六四七戸、うち家持は二四七戸、借地四三戸、借屋三六四戸、表4では除外した他所奉公や寺院分を加えた総人口は二八七一人、奉公人六八四人となっている。そもそも表3の内訳に従うと、寺院を除く総戸数は六五九戸となり計算が合わないが、この文化四年に限らず、データを処理した他三カ年分も表3の数値と一致しない。とりわけ天保七年については大きな齟齬がみられるが、ここでは、宗門改帳から拾い出したデータに従い、以下、検討を進めていくこととする。

さて、六〇六戸に占める割合は、家持が三六・六%、借地が二・六%、借屋が六〇・七%であり、借屋の戸数をもっとも多い。ところが、総人口二八〇五人に占める割合は、家持が三五・〇%（九八二人）、借地が二・三%（六五人）、借屋が三九・六%（一一二二人）、奉公人が二三・〇%（六四六人）となり、借屋がもっとも多いものの、家持との差は戸

数に占める割合の差ほどではない。奉公人を抱える家の割合は借地がもっとも高く、ついで家持、借屋の順であるが、これら奉公人数を雇用される家に加えた家の成員人数で比較すると、家持が五一・三%（二四四一人）、借地が四・五%（二二六人）、借屋が四四・一%（二二三八人）となり、総人口の半分以上が家持に包摂されていたことになる。

表5をみると、十年後の文化十四年は、文化四年から総戸数で一三二戸、総人口で三七三人という顕著な増加がみられるが、それは借屋によるものであったことがわかる。この間、家持は戸数で五戸の微増にとどまり、人口にいたっては家族人数で八五人の減少、奉公人を加えた家の成員人数でも七六人減少している。ところが、借屋は戸数で二二二戸、家族人数で三六五人、家の成員人数で四三三人も増加しているのである。これにともない、全戸数に占める借屋の割合は六六・三%にまで上昇する。そして総人口三一七八人に占める割合も家持二八・二%（八九七人）、借地二・五%（七九人）、借屋四六・五%（一四七七人）、奉公人二・八%（七二五人）となる。奉公人を加えた家の成員人数でも、全人口三一七八人に占める割合は、家持が四三・〇%（一三六五人）、借地が四・五%（一四二人）、借屋が五二・六%（一六七一人）となり、文化四年と違い、総人口の半分以上が借屋に包摂されるようになったのである。

文化十四年のこうした傾向は以後、より顕著に進行したようである。表6をみると文政十年には全戸数に占める借屋の割合は七〇%をこえ、総人口三七五二人に占める割合も家持二八・一%（一〇五五人）、借地一・一%（四三人）、借屋五一・〇%（一九一五人）、奉公人一九・七%（七三九人）と、借屋の家族人数だけで全人口の半分を占めるにいたる。奉公人を加えるとその割合はさらに上昇し、借屋五七・九%（二六八人）に対し、家持四〇・四%（一五一七人）となり、借屋の家の成員人数が家持のそれを実に一七パーセント以上も上回るにいたるのである。冒頭で紹介した火消しの願書によると、桐生新町の繁栄をもたらしたのは借

地と借屋とされるが、主たる担い手はこうした借屋の戸数・人口増加であったといつてよからう。

表3によると、天保七年の家持は二八五戸であるが、前年までの家持戸数と比較すると一気に三〇戸近い増加となり、それまでの家持の戸数推移とかなりかけ離れているし、そもそも家持・借地・借屋を合計すると総数は七八五戸とはならない。そこで宗門改帳から拾い出したデータに従いたい。このデータに従うと、総戸数は七七四戸であり、前年に引き続き減少期に相当すると考えてよからう。表7に示したように総戸数に占める借屋の割合は、依然六六・三%と高い数値を維持しているもの、文政十年と比べると減少している。ところが、総人口三四八九人に占める割合は、家持三〇・四%（二〇六四人）、借地一・八%（五五人）、借屋五一・一%（二七八三人）、奉公人一六・八%（五八七人）となり、文政十年と比べても借屋の占める割合はほとんど変化していないのである。奉公人を加えても、家持四一・〇%（二四三〇人）、借屋五六・五%（一九七三人）と、文政十年の状況と大きくは変わっていない。たしかに借屋の戸数は減少し、全戸数に占める割合も減少するものの、それは文化初年にまで逆戻りするようなものではなく、何よりも総人口に占める借屋の家の成員数の割合は文政期水準を維持していることをふまえて、停滞期といわれる天保期の意味を評することが必要であろう。

2 奉公人雇用

奉公人雇用については、本書所収梅村佳代論文が文化三（一八〇六）年を事例に詳細な検討を行っているので、ここでは年次ごとの変化をみていくにとどめたい。

表4によると、文化四年には家持二二二戸のうち九九戸、割合にして四四・六%が奉公人を雇用している。借地は六二・五%と高く、借屋は一四・一%と低い。全奉公人六四六人のうち家持が七一・一%（四五九

人）も雇用していたのである。表8によると、家持は三四人を筆頭に一〇人以上雇用する家が八戸みられるが、一人のみが多く、四人以下が全体の七一%を占める。一方、借屋にも一五人をこえる奉公人を雇用する家もみられるが、やはり一人がもつとも多く、四人以下が全体の九二%も占める。家持は五〜九人も二一%みられるのに対して、この層が少ないことが借屋の特徴であろう。また、借地も十人以上が二戸みられるものの、四人以下が多い。

文化四年から文化十四年は、総戸数・総人口とも増加するが、それが借屋層によるものであったことは先述した。表5をみると、奉公人雇用戸数の割合は、借屋も含めて大きくは変動していないが、家持、借屋ともに雇用人数に変化がみえる。表9をみると、家持は奉公人雇用戸数自体は六戸減少しているものの、十人以上は八戸から一三戸へと増加している。また、五人以上も二戸から二七戸へと増えている。一方、四人以下は減少しており、一人のみも七戸減っている。家持のなかで二極分化が起こり始めているといえようか。この家持にみえる傾向は借屋にも当てはまり、五人以上の雇用が戸数・割合とも増えている。

表6によると、引き続き総戸数・総人口ともに増加する文政十年においても、奉公人を雇用する戸数の割合は、家持・借屋ともに大きくは変動していない。しかし、表10をみると、家持は五人以上が戸数・割合ともに減少し、再び四人以下の割合が増している。一方、借屋は大きな変化はみられず、文化十四年とほぼ同じ傾向を示している。

天保七年は、桐生新町の停滞期といわれる時期に相当し、表7に示されるように奉公人総数も七三九人から五八七人へと、実に一五〇人以上も減少する。家持・借屋ともに雇用奉公人総数は減少するが、家持の方がより顕著で、九六人も減少し、家持の奉公人雇用戸数の割合は一〇%以上も下がるのである。一方、借屋は減少はするものの、依然五人以上雇用する者も多くみられることに注意したい。すなわち、総戸数・総人

口ともに減少し、桐生新町の衰退期とさえいわれる天保期においても、家持の中層程度に匹敵するような経済力を保持したと思われる借屋が存在したのである。

なお借地は、家持や借屋とは異なる特徴をみせているが、その変化を十分に読みとることはできない。ただ言えることは、借地と借屋を一括するかのような階層の捉え方は、この奉公人雇用の点ひとつをとっても間違いだといえよう。

3 家族形態

表12～15に、各年次の家持・借地・借屋の家族形態を示した。

さて、文化四年のそれをみると、家持と借屋の家族形態には異なる特徴がみられることがわかる。文化四年には一例であるが、当主の弟夫婦を含む大家族であるD4が唯一、家持にみられるが、家持は当主夫婦と未婚の子供というB3がもつとも多く、これに親が加わったC2が続く。両者で家持二二二戸の五〇・九％（一一三戸）を占め、あとは単身の当主とその他からなるE3が一〇・四％（四戸）を占める以外は、一〇パーセント未満である。このB3とC2が多いという特徴は借地にも共通する。ところが借屋の家族形態の特徴は、家持とは異なる。B3がもつとも多いという点では同じなのであるが、家持には少ない当主夫婦（未婚の兄弟姉妹を含む）B2の割合が二八・三％（一〇四戸）と高く、B3とB2で借屋全体の六七・七％（二四九戸）を占めるのである。それ以外の家族形態は一〇％未満であり、家持に多くみられるC2は三・〇％（一一戸）と少ない。C2は親と同居する家族形態であるが、家持は二二二戸のうち二五・二％にあたる五六戸が親と同居するが、借屋は三一戸、八・四％にすぎない。親を包摂するか否か、という点で家持と借屋には大きな違いがみられるといつてよい。これは後述する桐生新町への定住率、すなわち代々同町に居住していくか、否かという問題を考えるうえで重要な事実だと考え

る。

こうした文化四年にみられる家族形態の特徴は、文化十四年、文政十年においても共通する。表13・14をみれば、家持全体に占める割合は一〇％以上減少するものの、依然B3とC2の割合が高い。ただし、借地は単身の当主（未婚の兄弟姉妹を含む）という家族形態Aの割合が高くなっている。借屋は、B3とB2の割合が高く、文化十四年で七〇・四％（三四四戸）、文政十年で六六・一％（三九七戸）を占める。総戸数・総人口とも増加し、とりわけ借屋の顕著な増加がみられるこの時期は、家持や借屋の家族形態の特徴に変化がみられるような事態は起こらなかったといつてよい。

天保七年にいたっても大きな変化はみられない。家持はE3やAも一〇％をこえるようになっていたものの、依然B3とC2の割合が高い。また借屋もB3とB2の割合が依然高いが、文化四年には三％にすぎなかったC2が徐々に増加し、同年について一〇％をこえたことが注目される。このC2には家督相続が行われた場合が含まれることから、C2の増加は経営基盤を確立し、桐生新町に根付こうとする借屋の増加を意味するものと思われる。

③家持・借地・借屋の流出入

これまで取り上げてきた四年分は、文化四年、文化十四年、文政十年が総戸数・総人口とも増加期、天保七年は減少期に当たる。ここではその増加・減少の質を見極めるため、家持・借地・借屋の各家が、どれくらいの期間桐生新町に居住を続けるのかという定住率をみていきたい。

表16・17・18に文化四年から文化九年の五年間におけるそれぞれの定住率、文化四年から文化十四年の十年間における定住率を示した。戸主の改名、分家、あるいは一戸として登録されていた家が別の家と同居す

るようになる等の変化があるため、文化四年に一戸として登録される家のすべての変遷を確実に捕捉できたわけではなからうが、家族の名前・構成・年齢、戸主の印鑑、旦那寺等から五年後の文化九年、十年後の文化十四年の宗門改帳への登録状況を調べ、これを定住率として表16・17・18にまとめた。

表16によると、文化四年の家持二二戸のうち五年後の文化九年には九二・八％、十年後の文化十四年においても八一・二％という高い数値で居住が確認できる。これを家族形態で見ると、家持の家族形態を代表するB₃とC₂はそれぞれ九四・四％、一〇〇％と、ともにこの数値を上回る率で居住が確認、すなわち桐生新町に定住している。これに対してA、B₁、E₁、E₂、E₃といった当主が単身である家族形態は平均値をやや下回っている。しかしそれでも五〇％はこえて定住している。また、表17から明らかのように、借地の定着率も五年後で九三・八％、十年後で八一・三％と家持同様高い。

ところが、表18をみると、借屋は五年後で五五・七％、十年後で三一・〇％と、家持と比べるとかなり低い。借屋の家族形態を代表するB₃は六四・八％と平均値を上回るが、B₂は五一・〇％と下回っている。

こうした定住率を考慮して、文化十四年の家持・借地・借屋をみると、家持二二七戸のうち十年前の文化四年から桐生新町に居住する家は一八〇戸、借地は二二戸のうち一三戸と半分以上であるのに対して、借屋は四八九戸のうち一一四戸に過ぎない。つまり、文化四年から文化十四年の十年間は、総数だけを見れば戸数は一三三戸も増加し、それは一二一戸という借屋の顕著な増加によるものであったことが知られるが、借屋は流入してきただけでなく、激しく流出もしていたのである。なお、家持・借地・借屋ともに、奉公人を雇用する家はそれぞれの平均値を上回っているが、それは奉公人を雇用しない家と比べて大きな差というようなものではない。

では、文化四年から文化十四年の十年間で家族形態には、どのような変化がみられるのであろうか。表19に文化四年から文化十四年まで定住した家持一八〇戸、表20に同じく借屋一一四戸の家族形態の変容を示した。

表19をみると、家持を代表する家族形態であるB₃は、十年後にもB₃であることが一八戸ともっとも多く、文化四年には未婚であった子供がこの間婚姻し、同居しているC₃がこれに続く。また、文化四年には未婚であった子供が婚姻して当主となり、文化四年には当主であった親が隠居して、当主となった子供と同居するC₂、あるいは妻が死去し、単身の当主となったE₁・E₂への変容もみられる。さらに、祖母・甥・姉家族等が同居するF、弟家族が同居するD₄等々、文化四年には別家であった親類を包摂したことによって他の家族形態へと変容した例もみられる。家持を代表するB₃は、十年の間に、子供の相続、単婚小家族から大家族への変容等をとめないながらもその家は相続されていたことが知られる。これは家持を代表するもう一つの家族形態であるC₂や、その他の家族形態にも共通して言えることである。家持は親が同居して子供が家督を相続するだけでなく、子供がいったん独立して別に家を構えたものの、父親が死去すると母親と同居、あるいは何らかの理由で独立した家として存続できなくなった兄弟姉妹家族を包摂する等しながら桐生新町に居住を続けていたのである。

表20をみると、借屋は十年後に異なる家族形態をとることは少ない。たとえば借屋を代表するB₃は十年後もB₃のままであることが圧倒的に多い。B₃が子供への家督相続を行えばC₁C₂になることもあろうが、家持と比べてもこの変容はかなり少ない。借屋を代表するもう一つの家族形態であるB₂も、B₂のままか、もしくは子供が生まれ、B₃になっていることがほとんどで、家持のように親類と同居して大家族になることや、親との同居、あるいは分家といった家族形態の変容を生じることはかなり少ない。

かったことがわかる。家持が親・親類との同居・別家をともないながら桐生新町に居住を続けるのに対して、借屋はそうした大家族になるだけの経済力を持たない、あるいは親類を桐生新町内にはもたずその家単独で居住していたものと思われる。

表21・22・23に、真言宗分を除く文化十四年から文政五年の五年間、表24・25・26に同じく文政十年から天保三年の五年間における家持・借地・借屋の定住率を示した。文化十四年から文政五年は総戸数・総人口の増加期、文政十年から天保三年は、天保二年を境に減少へと転じる五年間であるが、ともに家持は九〇%以上、借地も文化四年から文化九年の場合と比べると低くなっているものの八〇%近くが定住している。一方、借屋はともに四〇%台である。

表27・28・29に天保七年の家持・借地・借屋が天保三年から居住している割合を示したが、家持は九〇%近く確認できるのに対して、借屋は五四・五%にすぎない。つまり天保七年の借屋五一三戸のうち二三〇戸は天保四年以降、桐生新町に流入したと考えられる。総戸数・総人口の減少期にあっても、借屋は流出・流入していたのである。

借地の検討が不十分ではあるが、家持や借地は十年以上にわたって桐生新町に定住するが、借屋は半分近くが五年以内で流出していた。家持から借屋、借屋から家持へという移動もみられないわけではないが、年間一〜三例程度である。また、桐生新町内での移動も、宗門改帳から捕捉できる限りでは年間五例をこえず、大半は桐生新町外への流出であったと思われる。総戸数・総人口の増加期・減少期ともに、借屋は激しく流入を繰り返していたのである。そしてこうした借屋の激しい流入流出こそが、十九世紀初頭の在郷町桐生新町の住民構造の特質であるといえる。総戸数・総人口が増加すれば流入、減少すれば流出というような単純な捉え方はできず、流入と流出双方の意味を見極める視点が必要となるろう。

④ 桐生新町の住民構造の特質

十九世紀初頭、文化文政期までは桐生新町の総戸数・総人口が増加傾向にあり、それは借屋によってもたらされたものであった。全戸数に占める割合は七〇%近くにまでなっただけでなく、借屋の家に包摂される人口も五〇%をこえるにいたった。そして、借屋一戸が抱える奉公人の人数も上昇している。冒頭に紹介した火消しの願いにあるように、借屋の戸数増加とそこに包摂される人口増が「家別人数も年々数多二罷成り、町並之儀も繁盛」をもたらした要因だといってよからう。

本稿では、この借屋たちがどこから流入してきたのかを明らかにすることはできなかった。高橋敏が言うように、上州村落の不斗出者や除帳者がその一部をなすことは間違いないであろう。それは家族形態からもある程度の類推は可能で、家持と違い借屋は親や親類を包摂する大家族形態をとることが少なく、夫婦のみの家族形態が多くみられる。推測の域を出ないが、これは数代にわたって桐生新町に居住することで同町内に分家等親類を有する家持に対して、借屋の多くが新興流入民であることを示唆しているのではなからうか。

しかし、流入した借屋にとって桐生新町での安住が約束されたわけではなかった。五年後も桐生新町に居住している者は六〇%を下回り、十年後にいたると三〇%ほどにすぎない。これは十年後にも八〇%近くが居住を続けている家持や借地と大きく異なる。総戸数・総人口の増加期・減少期を問わず、借屋は激しく流入を繰り返していたのである。それは、それほど流入した借屋が桐生新町で経営基盤を確立することが容易ではなかったということでもある。しかし、その一方で、着実に経営基盤を固め桐生新町に根付いていく借屋もいた。

その一端を仲間に加わる借屋の動向からみていこう。文化五（一八〇

八)年において豆腐屋仲間に加わるのは十四戸、うち家持四戸、借屋八戸、不明二戸である。家持は約十年後の文化十四年においても四戸とも桐生新町に居住するが、借屋は文化九年において六戸、文化十四年には五戸と、十年後には三戸が桐生新町から流出したものとされる。しかし、借屋全体の定住率が五年後で五五%、十年後では三〇%程度であることからすると、文化五年に豆腐屋仲間に加わる借屋八戸の定住率は高い。また、同じ年の奉公人宿五戸の場合、四戸が借屋、一戸が借地で、十年後においても全員、桐生新町に居住している。半数近くの借屋が五年以内に流出する一方で、家持とともに仲間を形成し、桐生新町に根付く者もみられたのである。そして、そうした借屋の多くが、妻だけでなく子をとまうB³の家族形態であり、また借屋には少ない親との同居もみられることから、彼らが桐生新町に確固たる経営基盤を築きつつあったことが想像される。そして彼らには奉公人を雇用する者も少なくない。以上のことから、十九世紀初頭とは、経営基盤が脆弱で流入を繰り返す借屋と、家持に劣らない経営基盤を確立し、桐生新町に根付こうとする借屋の二極分解が顕著に進行する時期だったといえる。そして、町で広範な経済活動を行いながら、借屋ゆえに町人用を免除される後者のような借屋の増加を火消したちは問題にしたのである。

本稿では家持の分析が十分にできなかった。彼らの多くが十年以上、そして数代にわたって桐生新町に居住する同町の中核をなす人々であったことは間違いない。しかし、文化九年の火消しの願いにみられるように、十九世紀初頭には家持のなかの経済格差も大きく広がりがつあったことは十分に予想できる。たとえば絹買次業は同町のなかでも有力商人が営んだが、その文化五年の仲間には家持のみ一二戸の名がみえる。そのうち一〇戸が奉公人を雇用し、その数も五三人を筆頭に一〇人以上が五戸を数える。そして、一二戸はすべて十年後にも桐生新町に居住しているのである。困窮する家持とは対照的な富裕な家持の存在がみえてく

る。家持も二極分解が進行しつつあったことが想像される。家持を担い手とした旧来の町の運営を揺るがすような事態が進行していたといつてよい。

以上、全く大雑把な分析に終始したが、十九世紀初頭に桐生新町に繁栄をもたらしたとされる借屋の存在形態の一端を明らかにすることはできたのではなからうか。また、家持が数代にわたって桐生新町に居住を続けるのとは対照的な借屋の激しい流入は在郷町桐生新町の性格を考えるうえで重要な事実だと考える。本稿では借屋の流入・流出先を明らかにすることはできなかったが、宗門改帳の旦那寺の記載を見る限りでは多くが周辺農村であった可能性が高い。だとすると、在郷町桐生新町と周辺農村との間では住民の循環構造が形成されていた可能性が高い⁹。また、本稿では住民結合等にも視野を広げる近年の新しい在郷町研究の動向に全くリンクすることはできなかったが、激しい借屋の流入と、十九世紀初頭に起こる一部借屋の定住化と富裕化が在郷町の住民結合に及ぼす影響は小さくならう。そして、本稿の分析をふまえるならば、田付が世直し騒動の前提として明らかにした幕末維新期の桐生新町の住民構造は、少なくとも十九世紀初頭にまで立ち返って見直す必要があると考える。

本稿では検討できなかったが、桐生新町にはいまひとつの階層をなす住民がいた。それは天保飢饉時の施行に際して、史料に姿を現す人々で、各町ごとに編成された五人組の一員で施行を受けながら、宗門改帳には登録されていない住民たちであり、その数は少なくない。十九世紀初頭の桐生新町の住民構造は、相当複雑な、少なくとも戸数・人口の変動だけに目を向けていたのでは到底とらえきれない様相を示していたことだけは間違いない。

註

- (1) 桐生市立図書館所蔵書上家文書、文書番号六九四。
- (2) 代表的なものとして、津田秀夫『天保改革』（日本の歴史22、小学館、一九七五年）。また、横山伊徳『天保一三年、桐生新町の永益錢議定について』（論集 きんせい）3、一九七九年、東京大学近世史研究会）は、天保期の住民構造に 関する言及として注目される。
- (3) 同右。他に、桐生織物史編纂会『桐生織物史』上・中・下（一九三五～四〇年）。
- (4) 『明治初年、桐生新町における諸階層の存在形態』（佐々木潤之介編『村方騒 動と世直し―世直し状況の研究』上、青木書店、一九七二年）。
- (5) 『桐生市史』上・下（一九五八年）。
- (6) 『一九世紀在郷町桐生の家族と子ども』（高井浩『天保期、少年少女の教養形 成過程の研究』解説、河出書房新社、一九九一年）。
- (7) 以下、用いる宗門改帳はすべて前掲註（1）書上家文書である。
- (8) 現在、都市の住民構造の分析はきわめて精緻であり（たとえば、吉田伸之『近 世都市社会の身分構造』東京大学出版会、一九九八年）、絵図などを用いて屋敷 地の配置、表借屋と裏借屋の区別等を行うべきであるが、本稿ではなしえなかつ たため、不十分さは拭えない。
- (9) 在郷町の住民構造を明らかにしたのもっとも重要な成果は、前掲註（4）田付 論文と、落合延孝『武州世直し―一探と在町下層民の動向』（歴史評論）三二二、 一九七六年）である。落合論文は、武州世直し―一探の舞台となる在郷町本庄宿 の下層民は、流入をくり返し、周辺農村↓町↓周辺農村へと移動する半プロ と、村↓在町だけでなく、在町↓在町、在町↓江戸というように都市相互間を 自由に移動する前期プロから構成されることを明らかにし、在町下層民は、在 町内部の階層分解によって形成されるのではなく、周辺農村や在町からの流入 民によって形成されると指摘した。本稿は、流入入先の検討ができていないた め不十分ではあるが、この落合の指摘は、桐生新町でもあてはまるものと思わ れる。こうした在郷町の住民構造のあり方は、吉田伸之に代表される近年の都 市研究の成果をふまえると（前掲註（8）幕末維新时期や十九世紀初頭の現象と してだけではなく、近世の在郷町に通底するあり方として位置づけていった方 が良いと思う）。
- (10) その最大の成果が、渡辺浩一『近世日本の都市と民衆』（一九九九年、吉川弘 文館）である。

（大阪教育大学教育学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）
 （二〇〇〇年八月三十一日受理、二〇〇一年九月四日審査終了）

表1 桐生新町・周辺村落の戸数変化

村名	寛文年間	文政2年	安政2年	
桐生新町	211戸	769戸	989戸	4092人
荒戸村	252	190	499	1989
下久方村	141	117	213	889
新宿村	130	145	349	1251
境野村	228	179	261	970

備考：『桐生市史』上、442頁及び田付茉莉子「明治初年、桐生新町における諸階層の存在形態」(『村方騒動と世直し』上、青木書店、1972年、354頁)により作成。

表2 寛文～明治初年における桐生新町の総戸数等変化

	寛文13年(1673)	寛保2年(1742)	宝暦7年(1757)	寛政3年(1791)	文政2年(1819)	安政2年(1855)	明治7年(1874)
総戸数	211戸	278戸	324戸	509戸	774戸	987戸	1051戸
借屋数	77戸	95戸	135戸	291戸	518戸	?	716戸
総人口	?	?	1482人	2256人	3353人	4090人	4298人

備考：田付茉莉子「明治初年、桐生新町における諸階層の存在形態」(佐々木潤之介編『村方騒動と世直し』上)による。

表3 19世紀における桐生新町の総戸数等変化

	総戸数	家持	借地	借屋	総人口	奉公人	借屋/総戸数
	戸	戸	戸	戸	人	人	%
文化3	611	240	38	328	2717	654	53.7
4	647	247	43	364	2871	684	56.3
5	670	243	43	384	2909	?	57.3
7	656	246	42	363	2967	652	55.3
8	657	240	16	396	3072	686	60.3
9	669	247	42	375	3094	741	56.1
11	730	249	41	440	3200	725	60.3
12	753	255	38	455	3269	753	60.4
13	752	252	42	461	3413	770	61.3
14	768	253	42	468	3426	764	60.9
文政2	774	251	39	479	3353	651	61.9
4	822	250	37	535	3527	672	65.1
5	822	254	37	526	3550	706	64.0
6	808	252	38	513	3468	717	63.5
7	850	251	38	556	3640	760	65.4
8	841	248	34	554	3554	682	65.9
9	844	248	33	558	3656	713	66.1
10	855	248	32	570	3767	699	66.7
11	879	249	30	595	3727	736	67.7
12	883	255	28	595	3809	761	67.4
天保元	895	253	30	590	3911	787	65.9
2	958	253	28	672	4107	769	70.1
3	860	257	28	570	3843	655	66.3
4	854	261	26	537	3659	633	62.9
5	840	260	25	555	3750	648	66.1
6	781	259	25	492	3566	613	63.0
7	785	285	25	505	3494	594	64.3

備考：高橋敏「一九世紀在郷町桐生の家族と子ども」(高井浩「天保期、少年少女の教養形成過程の研究」、河出書房新社、1991年)掲載の「化政天保期の桐生新町の人口動態」表をもとにするが、各年次宗門改帳に記載された総計数値については若干の修正をした。

表4 文化4年における家持・借地・借屋の戸数・人口等

	戸数(A)	占有率	奉公人雇戸数(B)	B/A	家族人数	奉公人人数	家の全成員人数
家持	222戸	36.6%	99戸	44.6%	982人	459人	1441人
借地	16	2.6	10	62.5	65	61	126
借屋	368	60.7	52	14.1	1112	126	1238
	606戸	100.0%	161戸		2159人	646人	2805人

備考：小数点を四捨五入したため、戸数占有率の合計は100パーセントになっていない（以下、表7まで同）。

表5 文化14年における家持・借地・借屋の戸数・人口等

	戸数(A)	占有率	奉公人雇戸数(B)	B/A	家族人数	奉公人人数	家の全成員人数
家持	227戸	30.8%	93戸	41.0%	897人	468人	1365人
借地	22	3.0	13	59.1	79	63	142
借屋	489	66.3	72	14.7	1477	194	1671
	738戸	100.0%	179戸		2453人	725人	3178人

表6 文政10年における家持・借地・借屋の戸数・人口等

	戸数(A)	占有率	奉公人雇戸数(B)	B/A	家族人数	奉公人人数	家の全成員人数
家持	236戸	27.8%	103戸	44.0%	1055人	462人	1517人
借地	11	1.3	3	27.3	43	24	67
借屋	601	70.9	103	17.1	1915	253	2168
	848戸	100.0%	209戸		3013人	739人	3752人

表7 天保7年における家持・借地・借屋の戸数・人口等

	戸数(A)	占有率	奉公人雇戸数(B)	B/A	家族人数	奉公人人数	家の全成員人数
家持	244戸	31.5%	82戸	33.6%	1064人	366人	1430人
借地	17	2.2	7	41.2	55	31	86
借屋	513	66.3	77	15.0	1783	190	1973
	774戸	100.0%	166戸		2902人	587人	3489人

表10 文政10年における雇用奉公人数

雇用人数	家持	借地	借屋
	戸	戸	戸
30人以上	2 } 11%	1 } 33%	3 } 3%
20~29人			
15~19			
10~14			
9	2		
8	3 } 21%	0% }	2 } 9%
7			
6			
5			
4	15	1	5
3	10 } 45%	33% }	14 } 39%
2	21		21
1	24 } 23%	1 } 33%	51 } 49%
総数	103	3	103

表8 文化4年における雇用奉公人数

雇用人数	家持	借地	借屋
	戸	戸	戸
30人以上	1	1 } 20%	1 } 4%
20~29人	3 } 8%		
15~19			
10~14	4		
9	2		1
8	1	1	1 } 4%
7	6 } 21%	1 } 20%	
6	3		
5	9		
4	8	1	2
3	10 } 42%	1 } 50%	6 } 34%
2	23	3	10
1	29 } 29%	1 } 10%	30 } 58%
総数	99	10	52

表11 天保7年における雇用奉公人数

雇用人数	家持	借地	借屋
	戸	戸	戸
30人以上	3 } 11%	1 } 14%	0% }
20~29人			
15~19			
10~14			
9	4		1
8	2		2
7	7 } 23%	1 } 14%	13% }
6	3		5
5	3		2
4	2		9
3	10 } 35%	29% }	7 } 47%
2	17	2	20
1	25 } 31%	3 } 43%	31 } 40%
総数	82	7	77

表9 文化14年における雇用奉公人数

雇用人数	家持	借地	借屋
	戸	戸	戸
30人以上	1	2 } 23%	4 } 6%
20~29人	4 } 14%		
15~19	2		
10~14	6		
9	4		
8	3		
7	4 } 29%	1 } 15%	7% }
6	6	1	2
5	10		3
4	9		5
3	8 } 33%	23% }	11 } 36%
2	14	3	10
1	22 } 24%	5 } 39%	37 } 51%
総数	93	13	72

表12 文化4年、家持・借地・借屋の家族形態

分類	家 持		借 地		借 屋	
	戸 数	全戸占有率	戸 数	全戸占有率	戸 数	全戸占有率
A	13(1)	5.9%	1(1)	6.3%	34(5)	9.2%
B 1	6(3)	2.7	—	—	15(1)	4.1
B 2	12(6)	5.4	1(—)	6.3	104(15)	28.3
B 3	72(34)	32.4	5(3)	31.3	145(24)	39.4
C 1	6(2)	2.7	—	—	5(—)	1.4
C 2	41(24)	18.5	5(3)	31.3	11(1)	3.0
C 3	10(5)	4.5	1(1)	6.3	5(1)	1.4
C 4	3(2)	1.4	—	—	—	—
D 1	—	—	—	—	—	—
D 2	—	—	—	—	—	—
D 3	—	—	—	—	—	—
D 4	1(1)	0.5	—	—	—	—
E 1	10(3)	4.5	—	—	17(1)	4.6
E 2	4(1)	1.8	1(1)	6.3	7(1)	1.9
E 3	23(4)	10.4	1(—)	6.3	21(1)	5.7
F	21(13)	9.5	1(1)	6.3	4(2)	1.1
	222(99)		16(10)		368(52)	

備考：(1) () 内は奉公人抱戸数。

(2) 小数点四捨五入のため、合計が100%にはなっていない。

(3) 分類は、以下の通りである。

- A 単身の当主（未婚の兄弟姉妹を含む）
- B 1 親と単身の当主（未婚の兄弟姉妹を含む）
- B 2 当主夫婦（未婚の兄弟姉妹を含む）
- B 3 当主夫婦と未婚の子供（未婚の兄弟姉妹を含む）
- C 1 親と当主夫婦（未婚の兄弟姉妹を含む）
- C 2 親と当主夫婦と未婚の子供（未婚の兄弟姉妹を含む）
- C 3 当主夫婦と一組の子供夫婦（未婚の兄弟姉妹を含む・未婚の子供を含む）
- C 4 親と当主夫婦と一組の子供夫婦（未婚の兄弟姉妹を含む・未婚の子供を含む）
- D 1 親と当主夫婦と当主の兄夫婦
- D 2 親と当主夫婦と当主の弟夫婦
- D 3 当主夫婦と当主の兄夫婦
- D 4 当主夫婦と当主の弟夫婦
- E 1 単身の当主と未婚の子供（未婚の兄弟姉妹を含む）
- E 2 単身の当主と一組の子供夫婦（未婚の子供を含む・未婚の兄弟姉妹を含む）
- E 3 単身の当主その他
- F 当主夫婦その他

鈴木ゆり子「百姓の家と家族」（『岩波講座日本通史』12、1994年、岩波書店）の百姓家族の区分を基本に、一部付け足した。以下、表15まで同じ。

表 13 文化 14 年、家持・借地・借屋の家族形態

分類	家 持		借 地		借 屋	
	戸 数	全戸占有率	戸 数	全戸占有率	戸 数	全戸占有率
A	20(4)	8.8%	5(4)	22.7%	42(4)	8.6%
B 1	15(3)	6.6	—(—)	—	22(3)	4.5
B 2	9(2)	4.0	1(—)	4.5	154(15)	31.5
B 3	56(19)	24.7	8(6)	36.4	190(35)	38.9
C 1	11(4)	4.8	—(—)	—	15(5)	3.1
C 2	34(21)	15.0	4(3)	18.2	22(4)	4.5
C 3	19(8)	8.4	—(—)	—	16(3)	3.3
C 4	6(3)	2.6	—(—)	—	1(—)	0.2
D 1	—(—)	—	—(—)	—	—(—)	—
D 2	4(4)	1.8	—(—)	—	—(—)	—
D 3	—(—)	—	—(—)	—	—(—)	—
D 4	3(3)	1.3	—(—)	—	—(—)	—
E 1	18(1)	7.9	—(—)	—	15(3)	3.1
E 2	8(5)	3.5	—(—)	—	5(—)	1.0
E 3	8(7)	3.5	1(—)	4.5	4(—)	0.8
F	16(9)	7.0	3(—)	13.6	3(—)	0.6
	227(93)		22(13)		489(72)	

表 14 文政 10 年、家持・借地・借屋の家族形態

分類	家 持		借 地		借 屋	
	戸 数	全戸占有率	戸 数	全戸占有率	戸 数	全戸占有率
A	19(4)	8.1%	3(1)	27.3%	45(14)	7.5%
B 1	11(7)	4.7	—	—	22(4)	3.7
B 2	12(3)	5.1	—	—	167(25)	27.8
B 3	56(21)	23.7	2(1)	18.2	230(34)	38.3
C 1	11(6)	4.7	—	—	14(5)	2.3
C 2	41(27)	17.4	2(—)	18.2	37(6)	6.2
C 3	19(7)	8.1	1(—)	9.1	16(7)	2.7
C 4	5(3)	2.1	—	—	2(1)	0.3
D 1	—	—	—	—	—	—
D 2	—	—	—	—	—	—
D 3	—	—	—	—	1(—)	0.2
D 4	5(4)	2.1	—	—	1(—)	0.2
E 1	22(3)	9.3	—	—	28(3)	4.7
E 2	7(1)	3.0	—	—	10(1)	1.7
E 3	5(1)	2.1	—	—	6(—)	1.0
F	23(16)	9.7	3(1)	27.3	22(3)	3.7
	236(103)		11(3)		601(103)	

表 15 天保 7 年、家持・借地・借屋の家族形態

分類	家 持		借 地		借 屋	
	戸 数	全戸占有率	戸 数	全戸占有率	戸 数	全戸占有率
A	27(7)	11.1%	3(1)	17.6%	38(10)	7.4%
B 1	9(—)	3.7	1(—)	5.9	11(1)	2.1
B 2	13(5)	5.3	2(2)	11.8	110(17)	21.4
B 3	64(23)	26.2	5(2)	29.4	214(23)	41.7
C 1	8(—)	3.3	1(1)	5.9	20(4)	3.9
C 2	36(16)	14.8	2(—)	11.8	41(13)	8.0
C 3	14(10)	5.7	—	—	19(2)	3.7
C 4	3(3)	1.2	—	—	2(1)	0.4
D 1	—	—	—	—	—	—
D 2	3(2)	1.2	—	—	—	—
D 3	—	—	—	—	—	—
D 4	1(1)	0.4	—	—	2(—)	0.4
E 1	11(—)	4.5	—	—	21(2)	4.1
E 2	7(—)	2.9	1(—)	5.9	9(2)	1.8
E 3	31(8)	12.7	1(—)	5.9	14(1)	2.7
F	17(7)	7.0	1(1)	5.9	12(1)	2.3
	244(82)		17(7)		513(77)	

表 17 文化 4 年借地の定住率

分類	戸 数	文 化 9	文 化 14
A	1 (1)	100.0%(100.0%)	100.0%(100.0%)
B 1	—	—	—
B 2	1 (—)	100.0 (—)	100.0 (—)
B 3	5 (3)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
C 1	—	—	—
C 2	5 (3)	100.0 (100.0)	80.0 (100.0)
C 3	1 (1)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
C 4	—	—	—
D 1	—	—	—
D 2	—	—	—
D 3	—	—	—
D 4	—	—	—
E 1	—	—	—
E 2	1 (1)	100.0 (100.0)	—
E 3	1 (—)	—	—
F	1 (1)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
	16 (10)	93.8 (100.0)	81.3 (90.0)

表 16 文化 4 年家持の定住率

分類	戸 数	文 化 9	文 化 14
A	13 (1)	84.6%(100.0%)	61.5%(0.0)
B 1	6 (3)	66.7 (66.7)	50.0 (3.3)
B 2	12 (6)	91.7 (100.0)	91.7 (100.0)
B 3	72 (34)	94.4 (97.1)	84.7 (82.4)
C 1	6 (2)	100.0 (100.0)	66.7 (100.0)
C 2	41 (24)	100.0 (100.0)	82.9 (75.0)
C 3	10 (5)	100.0 (100.0)	90.0 (80.0)
C 4	3 (2)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
D 1	—	—	—
D 2	—	—	—
D 3	—	—	—
D 4	1 (1)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
E 1	10 (3)	80.0 (100.0)	70.0 (100.0)
E 2	4 (1)	75.0 (100.0)	50.0 (100.0)
E 3	23 (4)	82.6 (75.0)	73.9 (50.0)
F	21 (13)	100.0 (100.0)	95.2 (100.0)
	222 (99)	92.8 (97.0)	81.2 (82.8)

備考：(1) () 内は奉公人抱戸数。

(2) %は、文化 4 年を 100 とした数値。A13 戸は、文化 9 年に 84.6%、文化 14 年には 61.5%定住しているということ。以下、表 18 まで同じ。

表 18 文化4年借屋の定住率

分類	戸数	文化9	文化14
A	34 (5)	32.4% (60.0%)	11.8% (40.0%)
B1	15 (1)	60.0 (100.0)	40.0 (0.0)
B2	104 (15)	51.0 (66.7)	24.0 (13.3)
B3	145 (24)	64.8 (70.8)	40.0 (50.0)
C1	5 (—)	80.0 (—)	20.0 (—)
C2	11 (1)	36.4 (—)	— (—)
C3	5 (1)	80.0 (100.0)	80.0 (100.0)
C4	—	—	—
D1	—	—	—
D2	—	—	—
D3	—	—	—
D4	—	—	—
E1	17 (1)	29.4 (100.0)	17.6 (100.0)
E2	7 (1)	85.7 (100.0)	71.4 (—)
E3	21 (1)	61.9 (—)	28.6 (—)
F	4 (2)	50.0 (100.0)	50.0 (100.0)
	368 (52)	55.7 (61.5)	31.0 (38.5)

表 19 文化4～14年、家持の家族形態の変遷

文化14年

(戸)

F				4		2	1	2							3	4
E3						4										
E2				4		1							1	1	2	
E1			2	2		3	1					3		3	1	
D4				1	1											1
D3																
D2																1
D1																
C4						5		1								
C3			1	12		3	1									1
C2	2	1	1	5		10	4				1			2	4	
C1				5		1								1	1	
B3	2		3	18		5	2					1	1	4	2	
B2	2	1	2	1										2	2	
B1		1	1	5	1							1				
A	2		1	4	2								2		1	1
	A	B1	B2	B3	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4	E1	E2	E3	F

文化4年

表 20 文化 4～14 年、借屋の家族形態の変遷

文化14年

(戸)

F				1			1									1
E 3				1										1		
E 2				1									1	1		
E 1				1									1			
D 4																
D 3																
D 2																
D 1																
C 4																
C 3			1	4												
C 2		1		3	1		2							2	2	
C 1		1														
B 3	1		9	43			1								3	
B 2		3	14	2												
B 1				2									2			1
A	3	1	1											1		
	A	B 1	B 2	B 3	C 1	C 2	C 3	C 4	D 1	D 2	D 3	D 4	E 1	E 2	E 3	F

文化 4 年

表 23 文化 14 年借屋の定住率

分類	戸 数	文 政 5
A	24 (3)	20.8(33.3)%
B 1	12 (1)	50.0(—)
B 2	82 (8)	46.3(50.0)
B 3	94 (15)	51.1(66.7)
C 1	11 (4)	45.5(25.0)
C 2	9 (1)	77.8(100.0)
C 3	13 (1)	61.5(100.0)
C 4	1 (—)	100.0(—)
D 1	— (—)	— (—)
D 2	— (—)	— (—)
D 3	— (—)	— (—)
D 4	— (—)	— (—)
E 1	8 (1)	12.5(100.0)
E 2	4 (—)	50.0(—)
E 3	3 (—)	— (—)
F	1 (—)	— (—)
	262 (34)	46.1(55.9)

表 22 文化 14 年借地の定住率

分類	戸 数	文 政 5
A	3 (2)	100.0(100.0)%
B 1	— (—)	— (—)
B 2	1 (—)	— (—)
B 3	3 (3)	66.7(66.7)
C 1	— (—)	— (—)
C 2	4 (3)	75.0(66.7)
C 3	— (—)	— (—)
C 4	— (—)	— (—)
D 1	— (—)	— (—)
D 2	— (—)	— (—)
D 3	— (—)	— (—)
D 4	— (—)	— (—)
E 1	— (—)	— (—)
E 2	— (—)	— (—)
E 3	— (—)	— (—)
F	3 (—)	100.0(—)
	14 (8)	78.6(75.0)

表 21 文化 14 年家持の定住率

分類	戸 数	文 政 5
A	15 (2)	73.3(100.0)%
B 1	12 (2)	100.0(100.0)
B 2	8 (2)	75.0(100.0)
B 3	40 (16)	95.0(100.0)
C 1	6 (2)	100.0(100.0)
C 2	27 (14)	96.3(100.0)
C 3	15 (5)	100.0(100.0)
C 4	6 (3)	100.0(100.0)
D 1	— (—)	—
D 2	3 (3)	100.0(100.0)
D 3	— (—)	—
D 4	1 (1)	100.0(100.0)
E 1	13 (1)	76.9(100.0)
E 2	8 (5)	62.5(100.0)
E 3	7 (6)	85.7(100.0)
F	9 (4)	100.0(100.0)
	170 (66)	90.1(100.0)

備考：(1) 表 21～23 は真言宗分を除く。
 (2) () 内は奉公人抱戸数。
 (3) %は、文化 14 年を 100 とした数値。

表 26 文政 10 年借屋の定着率

分類	戸数(戸)	天 保 3
A	40 (10)	40.0(50.0)%
B 1	19 (2)	26.3(—)
B 2	149 (24)	37.6(54.2)
B 3	210 (32)	46.7(62.5)
C 1	11 (3)	36.4(66.7)
C 2	32 (6)	59.4(66.7)
C 3	15 (6)	66.7(66.7)
C 4	2 (1)	50.0(—)
D 1	—	—
D 2	—	—
D 3	1 (—)	100.0(—)
D 4	1 (—)	100.0(—)
E 1	24 (2)	54.2(50.0)
E 2	6 (1)	66.7(100.0)
E 3	6 (—)	33.3(—)
F	18 (2)	50.0(100.0)
	534 (89)	44.8(58.4)

表 25 文政 10 年借地の定着率

分類	戸 数	天 保 3
A	1 (1)	100.0(100.0)%
B 1	—	—
B 2	—	—
B 3	2 (1)	50.0(100.0)
C 1	—	—
C 2	2 (—)	100.0(—)
C 3	1 (—)	100.0(—)
C 4	—	—
D 1	—	—
D 2	—	—
D 3	—	—
D 4	—	—
E 1	—	—
E 2	—	—
E 3	—	—
F	2 (—)	100.0(100.0)
	8 (2)	87.5(100.0)

表 24 文政 10 年家持の定着率

分類	戸 数	天 保 3
A	16 (2)	68.8(100.0)%
B 1	8 (5)	87.5(100.0)
B 2	8 (1)	87.5(100.0)
B 3	46 (21)	95.7(95.2)
C 1	8 (5)	100.0(100.0)
C 2	34 (24)	100.0(100.0)
C 3	15 (7)	100.0(100.0)
C 4	5 (3)	80.0(66.7)
D 1	—	—
D 2	—	—
D 3	—	—
D 4	5 (4)	100.0(100.0)
E 1	18 (3)	83.3(100.0)
E 2	5 (1)	100.0(100.0)
E 3	4 (1)	100.0(100.0)
F	20 (15)	95.0(78.9)
	192 (92)	92.7(97.8)

備考：(1) 表24～26 は真言宗分を除く。
(2) () 内は奉公人抱戸数。
(3) %は、文政 10 年を 100 とした数値。

表 29 天保 7 年借屋の天保 3 年における居住率

分類	戸数(戸)	天 保 3
A	31 (5)	35.9(60.0)%
B 1	10 (1)	40.0(100.0)
B 2	101 (15)	48.5(80.0)
B 3	191 (22)	57.1(68.2)
C 1	16 (4)	43.8(50.0)
C 2	37 (10)	64.9(80.0)
C 3	18 (2)	83.3(100.0)
C 4	1 (—)	100.0(—)
D 1	—	—
D 2	—	—
D 3	—	—
D 4	2 (—)	—
E 1	17 (1)	64.7(—)
E 2	9 (2)	77.8(—)
E 3	10 (1)	— (100.0)
F	12 (1)	75.0(100.0)
	455 (64)	54.5(70.3)

表 28 天保 7 年借地の天保 3 年における居住率

分類	戸 数	天 保 3
A	2 (1)	100.0(100.0)%
B 1	1 (—)	100.0(100.0)
B 2	2 (2)	100.0(100.0)
B 3	4 (2)	100.0(100.0)
C 1	1 (1)	100.0(100.0)
C 2	2 (—)	100.0(100.0)
C 3	—	—
C 4	—	—
D 1	—	—
D 2	—	—
D 3	—	—
D 4	—	—
E 1	—	—
E 2	1 (—)	100.0(100.0)
E 3	1 (—)	—
F	1 (1)	100.0(100.0)
	15 (7)	93.3(100.0)

表 27 天保 7 年家持の天保 3 年における居住率

分類	戸 数	天 保 3
A	20 (4)	80.0(75.0)%
B 1	9 (—)	77.8(—)
B 2	12 (4)	100.0(100.0)
B 3	58 (22)	93.1(95.5)
C 1	7 (—)	71.4(—)
C 2	32 (15)	90.6(93.3)
C 3	12 (10)	100.0(100.0)
C 4	3 (3)	100.0(100.0)
D 1	—	—
D 2	3 (2)	100.0(100.0)
D 3	—	—
D 4	1 (1)	100.0(100.0)
E 1	9 (—)	100.0(100.0)
E 2	7 (—)	85.7(—)
E 3	22 (7)	91.3(100.0)
F	13 (5)	69.2(100.0)
	208 (73)	89.9(95.9)

備考：(1) 表 27～29 は真言宗分を除く。
(2) () 内は奉公人抱戸数。
(3) %は、天保 7 年を 100 とした数値。

The Population Structure in Kiryu-shinmachi at the Beginning of the Nineteenth Century

IWAKI Takuji

There have been a considerable amount of studies on a zaigo-cho Kiryu-shinmachi in both prewar and postwar times, but the studies to analyze the population structure in the town is unexpectedly few. This paper therefore considers the population structure in the town at the beginning of the 19th century, when the town was about to stagnate from prosperity, mainly based upon shumon-aratame-cho (宗門改帳) or the revised denomination records.

In Kiryu-shinmachi at the beginning of the 19th century, the town became prosperous as a result of increased number of “shakuya” (tenants): some tenants were well off, while some “iemochi” (houseowners), who had traditionally been the core of the town, suffered financial difficulties. For the population structure in Kiryu-shinmachi, it has traditionally been considered as characteristic that there was a major class of tenants. The fact, however, has never been fully analyzed, and those tenants were regarded as lower class people. In addition, there was a tendency that the population structure was discussed only from the stand point of changes in the total numbers of owners as well as land and house tenants. In order to better the traditional perspective of the population structure, this paper also pays attention to population movements of owners, land and house tenants, recruitment of servants, and family forms, trying in particular to clarify the characteristics of tenants that were considered to bring prosperity to Kiryu-shinmachi at the beginning of the 19th century. As a result, the following was clarified: the total number of houses and the total population increased, and during the Bunka and Bunsei periods, when the town was prosperous, tenants increased in number to account for 50 percent not only of the total number of houses but also of the total population. Even in the Tempo period, when the total number of houses and the total population declined, the percentage that the tenants accounted for was still as high as that of the Bunsei period. It was also clarified that some tenants still employed servants as in the Bunsei period, while some lived with their parents as result of the succession to the headship of the family. In addition, the turnover of the tenants was very rapid: nearly half of them left the town within five years, which implies they did not live in peace in Kiryu-shinmachi. On the other hand, some joined the town with their owners and settled in the town for long. At the beginning of the 19th century, a conspicuous polarization was in progress of the tenants with fragile business base that left the town a few years after they came in and those who settled in Kiryu-shinmachi and accumulated economic power that surpassed the owners, and therefore it is impossible to understand the period if we simply regard those tenants as a lower class.